

別表1 施設園芸栽培環境改善支援事業補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	事業実施主体	対 象 経 費	補助率 (補助上限額)	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
施設園芸栽培環境改善支援事業費補助金	県内で施設園芸を営む農業者であって、本要領第3条の要件を満たす者	<p>燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい栽培環境への改善に向けた設備・資材の導入に要する経費</p> <p>(1) 燃料の高騰対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①燃料使用量の削減を図る暖房機器の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ ・木質バイオマス利用加温設備 ②園芸施設の保温性の向上を図る被覆資材 <ul style="list-style-type: none"> ・内張資材 ・外張資材 ③施設内温度の均一化を図る機器 <ul style="list-style-type: none"> ・循環扇 ④その他燃料使用量の削減に資する設備及び資材 <p>(2) 夏季の高温対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①冷却・換気装置の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・細霧冷房装置 ・冷却システム（ヒートポンプ、クラウン温度制御設備等） ・外気導入設備（強制換気装置等） ②遮光・遮熱資材の導入（遮光塗料を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・遮光・遮熱カーテン、遮光・遮熱シート、遮光・遮熱ネット <p>※事業費の削減を図るため、複数社による見積り合わせを行うこと（該当する設備・資材を1社しか扱っていない場合及び事業費が10万円未満の設備・資材を除く。）。</p> <p>※施工費は補助対象外とする。また、添加剤等の消耗品は対象</p>	1 / 2 以内 (事業実施主体当たり 300 万円以内)	<p>1 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える減少</p> <p>2 補助対象経費の増加</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p>

		<p>外とする。</p> <p>※新品であること。</p> <p>※既存設備の更新（機能向上が図られるものを除く。）は補助対象外とする。</p> <p>※事業費は、5万円以上（税抜）とする。</p> <p>※<u>予算額を上回る応募があった場合、すべての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付する。</u></p>			
--	--	---	--	--	--